

○法務省令第七号

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第三百三十一条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月八日

法務大臣 古川 禎久

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十一条の二 「略」 「一・二 略」 イ 国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、<u>共済組合員証、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類</u> ロ 「略」 「三〇五 略」	第十一条の二 「同上」 「一・二 同上」 イ 国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、<u>共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類</u> ロ 「同上」 「三〇五 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。